

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設及び排出基準（令和7年10月1日から）

	水銀排出施設		規模・要件（以下のいずれかに該当するもの）	排出基準 ^{（注1）} （μg/m ³ ）	
				新規施設	既存施設 ^{（注2）}
1	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		●燃焼能力 ^{（注3）} 50L/時以上	8	10
2	小型石炭混焼ボイラー ^{（注4）}			10	15
3	一次精錬の用に供する施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： ●原料処理能力1t/時以上 金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： ●火格子面積 1 m ² 以上 ●羽口面断面積0.5m ² 以上 ●燃焼能力 ^{（注3）} 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5m ² 以上 ●羽口面断面積0.2m ² 以上 ●燃焼能力 ^{（注3）} 20L/時以上 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ●燃焼能力 ^{（注3）} 10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上	15	30
4		鉛又は亜鉛		30	50
5 （5の2）	二次精錬の用に供する施設	銅		50	300
		鉛又は亜鉛		50	400
6		工業金		30	50
7	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		●火格子面積 2 m ² 以上 ●焼却能力 200kg/時以上	30	50
8	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{（注5）} 又は水銀含有再生資源 ^{（注6）} を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。）（施設規模による裾切りはなし。）	50	100
9	ガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの		●燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/時以上	8	10 ^{（注8）}
10	セメントの製造の用に供する焼成炉		●火格子面積 1 m ² 以上 ●燃焼能力 ^{（注3）} 50L/時以上 ●変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80 ^{（注7）}

（注1）既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

（注2）9を除き、平成30年4月1日（平成27年法律第41号における水銀関連規制の施行日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

（注3）バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

（注4）バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

(注 5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注 6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注 7) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、 $140\mu\text{g}/\text{m}^3$ です。

(注 8) 令和 7 年 10 月 1 日（令和 7 年環境省令第 4 号施行日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）